

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設及び 応援職員の宿泊施設等の提供に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と東横イン姫路駅新幹線南口（以下「乙」という。）は、災害時において乙が所有又は運営する施設を帰宅困難者のための一時滞在施設及び災害時における応援職員の宿泊施設等として提供することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時に、乙が所有又は運営する施設を姫路駅周辺地域で発生した帰宅困難者のための一時滞在施設又は応援職員のための宿泊施設等（以下「宿泊施設等」という。）として利用することに関して必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 帰宅困難者 災害発生により、公共交通機関が広範囲で運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが立たない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- (2) 応援職員 国、県、他市区町村等から甲に対し災害対応のために派遣された職員等をいう。
- (3) 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- (4) 施設管理者 一時滞在施設又は宿泊施設等を管理する事業者等をいう。

（協力要請の内容）

第3条 甲は、災害等が発生した場合は、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 姫路駅周辺地域で発生した帰宅困難者に対して、乙が所有又は運営する施設（以下「施設」という。）を一時滞在施設として提供すること。
- (2) 受け入れた帰宅困難者へ支援を行うこと。
- (3) 施設を宿泊施設等として提供すること。

（一時滞在施設の提供と公表）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請に応じ、別表に定める施設のスペース（以下「スペース」という。）を一時滞在施設として提供することに合意する。

2 甲は、前項の規定による合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（一時滞在施設の開設要請）

第5条 甲は、姫路駅周辺地域で帰宅困難者が発生した場合であって、当該帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合は、乙に対して、スペースの全部又は一部を一時滞在施設として開設し、かつ、運営することを要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請することとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

（帰宅困難者の受入れ）

第6条 乙は、前条第1項の規定による要請があった場合は、施設の安全点検を実施すること

とし、当該安全点検の結果、当該施設への帰宅困難者の受入れが可能であると判断し、要請を受諾するときは、その旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条第1項の規定による要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前条第1項の規定による要請がない場合においても乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができることとする。この場合において、乙は、受入れを行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

4 受入期間は、原則として3日間を限度とする。

(帰宅困難者への支援内容)

第7条 乙は、要請を受諾し帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を実施するものとする。

- (1) 一時滞在施設を開設し、運営すること。
- (2) 甲が用意する飲料水、食料、毛布等の備蓄品を帰宅困難者に提供すること。
- (3) 災害に関する情報、公共交通機関の運行状況等の情報を帰宅困難者に提供すること。
- (4) トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行うこと。
- (5) 一時滞在施設として開設している旨を表示すること。
- (6) 前各号に規定する事項を実施するために必要な人員を確保すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、乙が帰宅困難者の受入れ等に関し協力できる事項

(一時滞在施設の運営)

第8条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、原則として、乙が作成する「一時滞在施設運営マニュアル」に沿って、一時滞在施設の運営を行うものとする。

(帰宅困難者の受入解除)

第9条 乙は、次の各号いずれかに該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、その旨を乙に連絡した場合。
- (2) 施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合。
- (3) 乙又は乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全性を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合。
- (4) 前3号に定めるもののほか、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合。

(宿泊施設等の利用申込)

第10条 甲は、宿泊施設等が必要となった場合は、乙に対して、宿泊施設等として施設を提供するよう要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに施設を提供するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、甲に対し、速やかに提供可能な施設情報等を書類で提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により伝達すること

とし、事後速やかに書類を提出するものとする。

4 甲は、前項の規定により提出され、又は伝達された乙からの施設情報等に基づき、宿泊施設等として利用する施設を決定する。

5 甲は、前項の規定により決定した内容について、申込書（様式第2号）により乙に伝達するものとする。

（宿泊施設等の利用対象者）

第11条 宿泊施設等の利用対象者は、次のとおりとする。

(1) 応援職員

(2) その他市長が必要と認めた者

（応援職員等の受入期間）

第12条 宿泊施設の受入期間は、施設が受入可能となった日から宿泊施設を利用する必要がなくなるまでの期間とし、詳細については甲乙協議の上別途定めるものとする。

（守秘義務）

第13条 乙は、一時滞在施設又は宿泊施設等の開設、運営等により知り得た個人情報を、法令で定められる場合を除き、第三者に提供してはならない。第6条第4項又は前条に規定する受入期間が終了した場合も同様とする。

（費用負担）

第14条 乙は第7条各号の規定に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項に規定する費用は、甲乙協議の上決定することとし、甲は、決定した額を乙に支払うものとする。

3 宿泊施設の利用に要した費用は、災害の発生した直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上別途定めるものとする。

（損害）

第15条 乙が第6条1項の規定による受諾をした場合又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者等に損害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。この場合において、当該損害が乙の責によらない場合においては、乙は一切の責任を負わないものとする。

2 乙が受け入れた帰宅困難者等が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙が損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合においては、原則として甲が負担するものとする。

3 宿泊施設の利用に伴う損害等への対応については、法律および乙の宿泊施設の宿泊約款・利用規約に基づき行うものとする。

（訓練）

第16条 乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制の確認に努めるものとする。

（平時からの活動）

第17条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入れのために訓練の実施等を行う場合は、乙に対して支援を行うものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙からも相手方に対し何らの申出もないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第19条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年（2026年）3月16日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 姫路市南駅前町97番地
株式会社 東横イン姫路駅新幹線南口
支配人 菊川 美紀

別表（第4条関係）

施設名	所在地	一時滞在スペース
東横INN姫路駅新幹線南口	姫路市南駅前町97番地	ロビーおよび会議室

様式第1号（第5条関係）

第 号
年 月 日

要 請 書

様

姫路市長

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設及び応援職員の宿泊施設等の提供に関する協定
第5条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所 属 : 氏 名 : 連絡先 :
要請日時	年 月 日 () 時 分頃
要請スペース	
使用人数	人
使用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
備考 (特記事項)	

様式第2号（第10条関係）

第 号
年 月 日

申 込 書

様

姫路市長

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設及び応援職員の宿泊施設等の提供に関する協定
第10条の規定により、次のとおり協力を要請します。

担当者	所 属 : 氏 名 : 連絡先 :
使用部屋数	部屋
使用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
備考 (特記事項)	